

令和2年度 山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第2回）

日 時 令和2年10月28日（水）
10:00～12:00（予定）
場 所 山梨県庁防災新館 303会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 廃棄物部会長あいさつ

4 議 事

（1）第4次山梨県廃棄物総合計画の構成について （資料1）

（2）第1回廃棄物部会における意見等について （資料2）

（3）同計画の基本方針について （資料3-I）

（4）同計画の目標設定について （資料3-II）

（5）各主体の役割と取り組むべき事項および県施策の推進について

（資料3-III、IV）

（6）その他

次回部会における検討事項について

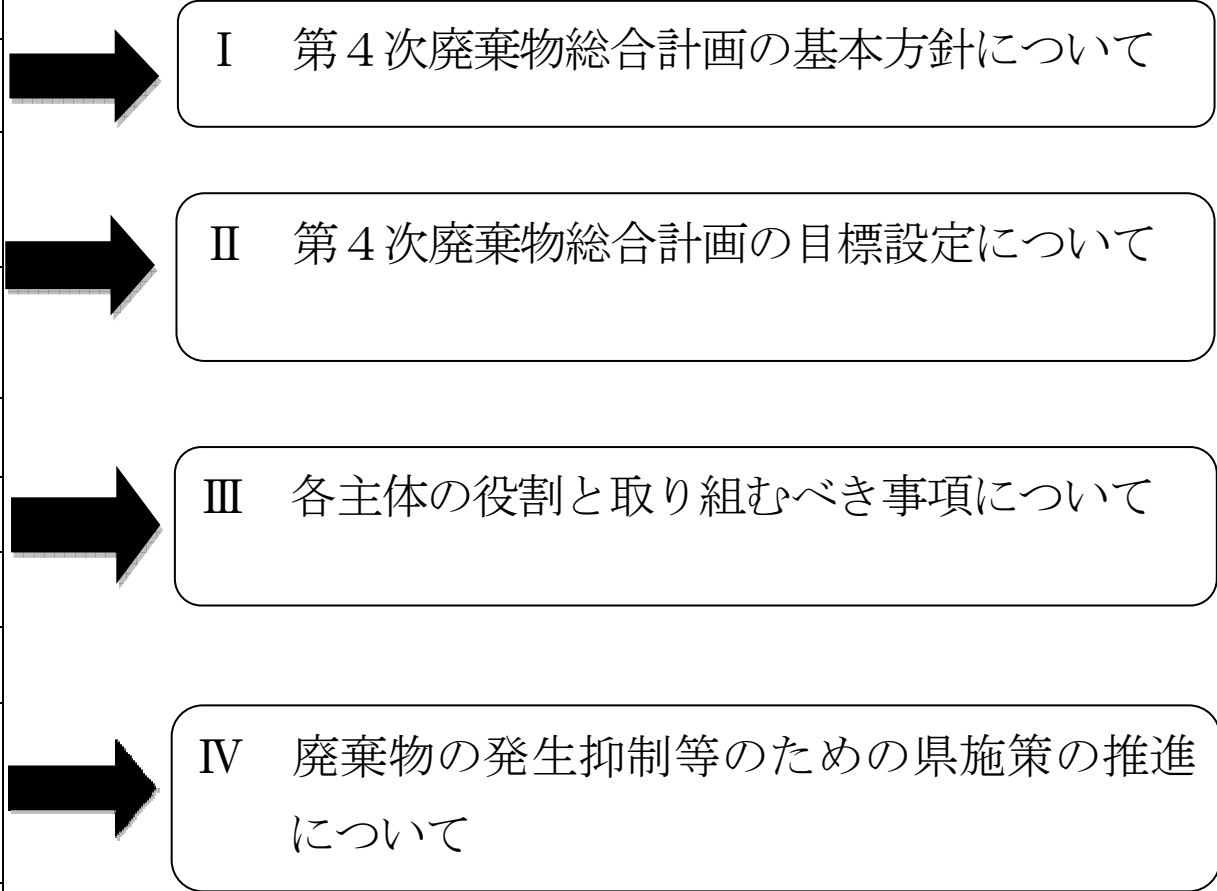
5 閉 会

第4次山梨県廃棄物総合計画の構成

資料1

| 第4次山梨県廃棄物総合計画の構成 | | |
|--------------------------|--|---|
| ○基本的事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨 ・位置づけ ・計画期間・計画対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法と県条例に基づく計画 |
| ○現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物（ごみ） ・一般廃棄物（し尿） | <ul style="list-style-type: none"> ・現状 ・前計画の達成状況と要因分析 ・今後の取り組む方向性 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状 ・前計画の達成状況と要因分析 ・今後の取り組む方向性 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状 ・今後の取り組む方向性 |
| ○基本方針 | | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 |
| ○目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> ・将来予測 ・目標値 ・目標設定の考え方 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> ・将来予測 ・目標値 ・目標設定の考え方 |
| ○各主体の役割と 主な取組事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・役割 ・行動目標 ・主な取組事項 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・役割 ・行動目標 ・主な取組事項 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・役割 ・行動目標 ・主な取組事項 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・県 | <ul style="list-style-type: none"> ・役割 ・行動目標 ・主な取組事項 |
| ○廃棄物の発生抑制等 のための県施策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄対策 | |
| ○計画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・各主体との連携 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集と公表 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の評価と進行管理 | |
| ○資料編 | | |

廃棄物総合計画の構成と今回の資料との関係は以下とおりです



第1回廃棄物部会における意見への対応等について

資料2

| NO | 項目 | 委員の皆様の意見 | 計画見直しへの対応方針 |
|----|--|--|--|
| 1 | 計画全体について | <p>1-1 参考意見として、「3 計画の概要 (2) 現状と今後の取り組みの方向性」に④災害廃棄物の関係を入れてはいかがですか。(藤波委員)</p> <p>1-2 「1 趣旨」のまとめの部分に「持続可能な社会の形成、循環型社会を目指して」と入れて格調高くしてはいかがですか。(藤波委員)</p> <p>1-3 県計画を作成する意味として、市町村が計画を策定する際の参考になるような要素を含むことも必要です。(永井、藤波各委員)</p> | <p>1-1 近年全国各地で発生する大規模災害を踏まえ、一般廃棄物に小項目を加え、計画に反映する方向で検討します。</p> <p>1-2 本計画と整合する「県環境基本計画」の基本目標に同等の記載もあることから、計画に反映する方向で調整します。</p> <p>1-3 計画の資料編として優良事例を掲載する方向で検討します。</p> |
| 2 | <p><一般廃棄物> 排出抑制及び分別促進 について</p> | <p>2-1 レジ袋も有料化されマイバッグ持参者が増えた。ごみの収集手数料も値上げして、受益者負担を徹底すべきだと思います。(東原委員)</p> <p>2-2 自治会等の集団回収に協力してくれる住民等には、インセンティブとして褒賞(例:缶ビール等)に当たる部分を自治体は予算計上すべきだと思います。(東原委員)</p> <p>2-3 市町村の広報等にごみ処理費用を掲載し住民に認識してもらい、ごみ処理費の「見える化」を図るべきだと思います。(東原委員)</p> <p>2-4 自治会の回収は朝早かったり、曜日で品目が変わっていて大変。近隣市では、ごみステーションが整備されているので分別回収にはとても有効だと思います。(岸委員)</p> <p>2-5 食べ残し削減運動(食品ロス削減)を盛んに行っている地域もあります。(伊藤委員)</p> <p>2-6 過去に事業者のレジ袋の売上に応じ税金をかけていた例もありますので、今後の取り組みの参考にして下さい。(伊藤委員)</p> <p>2-7 水銀のリサイクル強化(薬局に改修ボックスを設置)している市町村もあります。(伊藤委員)</p> | <p>2-1 現状でもごみ処理の有料化制度を導入している市町村が複数(9)あり、現計画でも検討・導入を求めています。</p> <p>2-2 インセンティブに係る部分は褒賞等を含め、事例等を調査した上で検討します。</p> <p>2-3 資料編に市町村別の処理経費(1人当たり)を掲載するとともに、市町村の取り組みとして「見える化を図ることを検討すべき」等を記載する方向で検討します。</p> <p>2-4 現計画でも市町村の役割として「リサイクルステーション等拠点回収場所の増設」の記載があるため、取り組みの強化を働きかけていきます。</p> <p>2-5 昨年10月に食品ロス削減推進法が施行されたことに伴い、本県でも県民生活部が本年度中の計画策定を予定しているため、これと整合を図る中で計画への反映を検討します。</p> <p>2-6 杉並区が平成14年から20年まで実施した「すぎなみ環境目的税」(レジ袋1枚につき5円を課税)であります。市はレジ袋削減効果が確認できたとして課税を廃止し、レジ袋の有料化に移行した経過があります。本県でも平成20年度からスーパー等の事業者と協定を結ぶ中でノーレジ袋運動を推進してきました。</p> <p>2-7 現計画でも回収対策の構築等の記載があり、甲府市ではかつて薬局と連携する中で回収を促進していました。</p> |
| 3 | プラごみについて | <p>3-1 海洋ごみ、特にプラスチックごみの問題が世界的に大きくクローズアップされている中、内陸部に位置する山梨県は自分事としてとらえなければならないと考えます。特に県内でも容器包装プラスチックを分別回収していない市町村があるので、県としても、市町村に働きかける必要があると思います。(永井委員)</p> <p>3-2 他県では、プラごみゼロ宣言を出して、市町村も続いている事例もあるので、山梨県としても、県としての姿勢を示すとともに、参考事例として他県の取り組みを紹介してはいかがでしょうか。(永井委員)</p> <p>3-3 県は県産の水をPRしているが、ペットボトルからアルミ缶みたいな容器に変える、これを県が主導できるのならお願いしたいです。(岸委員)</p> <p>3-4 国では、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を検討しており、県としても、国の方向性を注視し、この計画にも可能な限り反映することを検討する必要があると思います。(藤波委員)</p> | <p>3-1 本年3月に県は「プラスチックごみ等発生抑制計画」を策定しており、その中で、今後の脱プラスチックや3Rの推進等について、県民・事業者・行政等関係主体による協議会を立ち上げ協議を行うとしていることから、今後の議論を待って本計画への記載内容を検討します。</p> <p>3-2 同上</p> <p>3-3 同上</p> <p>3-4 国の検討の方向性を踏まえながら、計画にどのように反映していくか検討します。</p> |

| | | | |
|----|--------------|--|---|
| 4 | 高齢化対策等について | 4-1 今後、高齢化社会が進んでいくと、現状の10数種類の分別の継続は難しいです。ステーション回収も難しくなり、各戸収集を想定した分別収集のあり方を検討していく必要があります。(藤波委員) | 4-1 県、市町村が定期的に研修等を行っている協議会の場を活用し、今後の対策等について検討します。 |
| | | 4-2 県と市町村で勉強会を開催する等して、高齢化社会における分別収集のあり方について、今のうちから研究しておく必要があります。(藤波委員) | 4-2 同上 |
| | | 4-3 視覚障害者に対して、ごみ処理券を発行している市町村もあります。(伊藤委員) | 4-3 市町村に対して情報提供します。 |
| 5 | 災害廃棄物について | 5-1 非常災害に備え、県と市町村が連携し、実務担当者レベルの研修・勉強会を開催することが必要です。(藤波委員) | 5-1 災害廃棄物対策については新たに項目を設け、施策の進め方を具体的に記載することを検討します。 |
| | | 5-2 市町村は災害廃棄物処理計画の策定と併せ、BCP(事業継続計画)や、BCM(事業継続管理)を作らせる必要があると思います。(藤波委員) | 5-2 同上 |
| 6 | 再生利用率の向上について | 6-1 再生利用率の向上のための対象物として、プラスチックと生ごみがある。1市町村だけでは難しいので、ごみ処理の広域化、環境省で提唱している地域循環共生圏構想というものと絡めることを研究してはいかがでしょうか。(藤波委員) | 6-1 本県では県内を3つのブロックに分け、ブロックごとに1つの焼却施設に集約化するごみ処理広域化を促進しており、これに伴う再資源化の推進は既に記載しておりますが、より推進を図るために記述方法を検討します。 |
| | | 6-2 小型家電リサイクルについても、1市町村で有償にするほどの量が集まらないため、地域ブロック単位くらいのまとまりでの広域化を検討するよう指導してはいかがでしょうか。(藤波委員) | 6-2 同上 |
| | | 6-3 生ごみの分別回収、メタン発酵についても、他県の優良事例を紹介してはいかがでしょうか。(藤波委員) | 6-3 優良事例を調査した上で対応を検討します。 |
| 7 | 地域との連携について | 7-1 富士川町では、町民が町に提案し、3Rから2Rを推進する「きれいなまちづくり条例」を策定した。国や県の方針を踏まえて、市町村として独自の条例を住民との協同で策定した優良事例として紹介してはいかがでしょうか。(永井委員) | 7-1 県では各市町村から優良事例を募りHPに掲載しておりますが。県の取り組みの「市町村支援」の中で、具体的に記載します。 |
| | | 7-2 先進事例は必要ですが、小規模自治体が読むかどうかは問題です。県が積極的に提供し、相談に乗る体制が必要だと思います。(藤波委員) | 7-2 現計画に記載している「減量化・リサイクルの支援」を踏まえ、積極的に対応していきます。 |
| 8 | 統計調査について | 8-1 スーパーなどの店頭回収の量が、数値に反映されていない点について。今後何らかの方法で統計がとれるように小売店と連携をとれると良いと思います。(梅原委員 書面意見) | 8-1 店頭回収量について、各種スーパー等へ聞き取っています。しかし、各店ごとに集計方法が様々であり、情報の取扱いも制約があります。今後、最適な統計や公表方法について検討してまいります。 |
| | | 8-2 新型コロナウイルス感染症により、ごみの発生に大きな変化がある。次期計画に反映させるべきかどうか考えるところです。(梅原委員 書面意見) | 8-2 生活系ごみの量の増加が予測されますが、現時点ではその数値の把握が難しいところです。確定した最新データの状況を把握しながら、必要とあらば事情補正等を検討してまいります。 |
| 9 | <産業廃棄物> | 特になし | |
| 10 | <不法投棄対策> | 9-1 他県の取り組みとして、不法投棄監視パトロールにドローンを活用した事例があります。(伊藤委員) | 9-1 山間部でもあり、操作技術の習得が必要との課題がありますので、今後に向けて検討します。 |
| | | 9-2 リニア中央新幹線の工事に伴い発生する廃棄物について、注視していく必要があると思います。(藤波委員) | 9-2 産廃の不法投棄は経営基盤が安定していない業者等によるものが多いと認識しておりますが、いずれにしても注視いたします。 |
| | | 9-3 小規模の市町村の担当職員の研修を充実したほうがよいと思います。(藤波委員) | 9-3 県、市町村が共同して各地域に設置している廃棄物対策連絡協議会において、定期的に研修等を既に実施していますので、施策の推進の中で記載します。 |

I 第 4 次廃棄物総合計画の基本方針について

第 3 次廃棄物総合計画（以下「第 3 次計画」という。）における一般廃棄物・産業廃棄物の数値目標の進捗状況については、年次目標を達成できない項目が複数生じた。

しかしながら、いずれの目標値も基準年である平成 25 年度と比較すると改善傾向にあり、循環型社会の形成へ向けた基盤が整いつつある。このため、第 3 次計画で定めた基本方針を引き継ぎながら、更なる現状分析を進めながら、必要な取り組みを展開することで、より強固な循環型社会の形成が図れると考える。

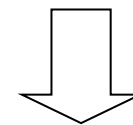
よって、第 4 次廃棄物総合計画の基本方針は、現行の第 3 次計画で定めた基本方針を引き継ぎつつ、社会経済情勢の変化を見据えたものとしたい。

○国の方針との関係

本県が策定する廃棄物総合計画は国が定める「廃棄物の減量等を図る基本方針」に則して策定することが求められているが、現時点で国は基本方針を改正せず、現行の方針を継続する旨の考え方を示している。したがって、国の基本方針に基づき策定した第 3 次総合計画の基本方針を引き継ぐことは、国の方針と整合している。

○県の方針との関係

本計画の上位計画である「第 2 次山梨県環境基本計画」では、「環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり」を目指しているが、3Rの推進等を含む現行の基本方針は循環型社会の構築へ資するものであり、現行の基本方針を引き継ぐことは、県の方針と整合している。



<上記状況等を踏まえた第 4 次廃棄物総合計画の基本方針について>

本県の廃棄物処理の現状や国・県と方針との整合性を踏まえたうえで、第 4 次山梨県廃棄物総合計画の基本方針（案）を次のとおりとする。

第4次山梨県廃棄物総合計画の基本方針（案）

1 計画の基本方針の考え方

循環型社会の形成の推進のため、できる限り廃棄物の発生を抑制することを最優先に進めるとともに、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他環境への負荷軽減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とします。

これを踏まえ、次に掲げる基本方針に基づき、廃棄物の発生抑制等に係る数値目標を設定し、県民・事業者・行政の役割と取組事項を示しながら、各種施策を推進します。あわせて、山梨県環境基本計画と整合を図り、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用に努めます。

《基本方針》

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方を改めて見直し、「物を大切にする文化」のもとで、3Rの取組を一層強化し、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を推進していきます。

2 計画の推進にあたり特に留意する事項

①発生抑制（リデュース）

- ・食品ロス削減やマイバッグの使用など、県民1人1人の生活スタイルの変化に根ざした取り組みを推進します。
- ・海洋汚染の一因であるプラスチックごみ問題について、内陸県である本県においても、隣県と連携しながら発生抑制対策を推進します。
- ・「必要なモノ・サービスを必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供」という情報化の進展による「Society5.0」(※)に伴う環境変化を適切に捉え、発生抑制に係る施策形成を目指していきます。

(※) 「Society5.0」

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する新たな社会を目指すもの。これにより、より高度な市場の需給予測などが可能となり、過剰在庫などによる大量廃棄等を減らす効果が見込まれる。

②再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）

- ・高齢化社会の進展に伴う集団回収等の活動低下や、プラスチック類の一括回収へ向けた動きなど、資源物回収に伴う環境変化に対応した取り組みへの検討を進めます。
- ・ごみ処理広域化計画の着実な推進を図り、処理施設の集約化を進めることにより、資源物の回収やリサイクル率の向上に努めていきます。
- ・全国各自治体等の優良事例の紹介・普及に努め、市町村の取り組みを促進します。

③不測の事態でも揺るがない体制の構築

- ・災害により生じた廃棄物について適正な処理を確保し、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量が図られるような体制を確保します。

【関連するSDGs】

本計画で活用するSDGsは次のとおりとなります。



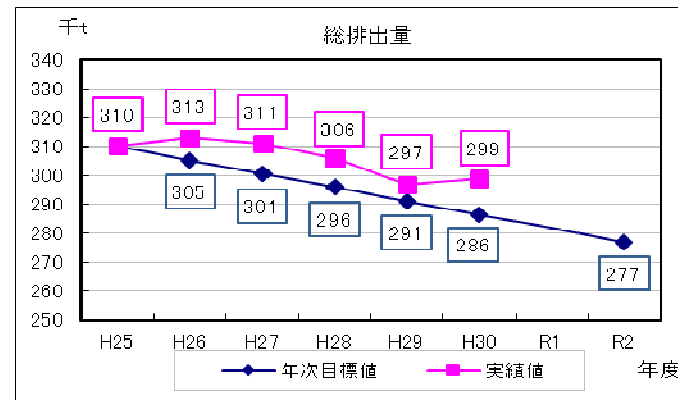
Ⅱ 第4次廃棄物総合計画の目標設定について

1 一般廃棄物

(1) 現計画の目標値の達成状況と今後の方向性（第1回廃棄物部会を踏まえた要約）

①現計画の目標値の達成状況

i 排出量

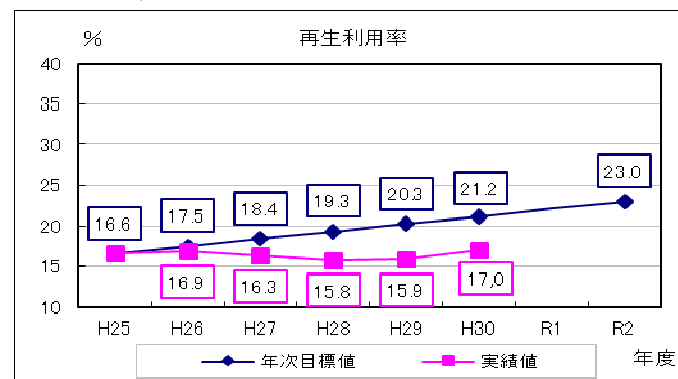


平成30年度の排出量は、基準年である平成25年度と比較すると減少しているが、目標値には届いていない。事業系ごみは若干増加している。収集ごみのうち、可燃ごみの増減率が、他の区分に比べて低い（減っていない）。また、1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量においては、全国平均値との差は拡大している。

1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量

| | 平成25年度 | 平成30年度 | 増減率 |
|------|--------|--------|------|
| 本県 | 589g | 590g | 0.2 |
| 全国平均 | 527g | 505g | -4.2 |

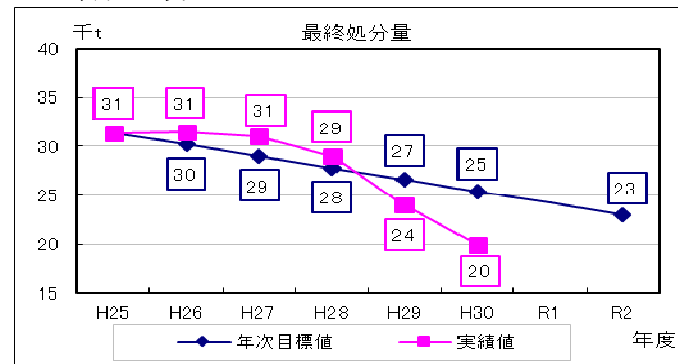
ii 再生利用率



平成30年度の再生利用率は、基準年である平成25年度と比べると、若干改善しているが、目標値を大幅に下回り推移し、全国平均値（平成30年度 19.9%）とも乖離している。

平成30年度は、甲府・峡東クリーンセンターから発生する溶融スラグが资源化されたため、大きく改善している。

iii 最終処分量



平成30年度の最終処分場は、iiで述べたとおり、甲府・峡東クリーンセンターから発生する溶融スラグが资源化されたため、目標を達成している。そのほかの年度は、ほぼ横ばいである。

②今後の方向性

- ・ 社会情勢の変化に留意しつつ、目標を達成していない総排出量の削減（発生抑制、再使用）及び再生利用率向上（再生利用）へ向けた取り組みを継続して行う。

(2) 一般廃棄物の将来推計

① 排出量の将来推計

・計画期間の最終年度となる令和7年度のごみの総排出量は、過去の推移や市町村の推計値の集計をもとに、現状での取組が継続されることを前提に推計すると、平成30年度と比較し、約3%減となる289千トンになると予測される。

・生活系ごみは約5%減少となる195千トン、景気動向の影響を受けやすい事業系ごみは約1%増加となる87千トン、集団回収量は約25%減少となる6千トンと予測される。

② 再生利用率の将来推計

・前述のとおり甲府峡東クリーンセンターで発生する溶融スラグが資源化されたことが、再生利用率を引き上げた要因となっており、これと同等の処理施設が令和7年度までは建設される予定がないことから、令和7年度の再生利用率は、平成30年度と同率となると予測される。

③ 最終処分量の将来推計

・①の排出量と②の再生利用率に基づき、過去の推移から推計した結果、最終処分量は約5%の減少となる19千トンと予測される。

○平成30年度の実績値と令和7年度の将来推計との比較

| 項目 | 平成30年度(実績値) | 令和7年度(将来推計値) | 増減量 | 増減 |
|-------|-------------|--------------|---------|--------|
| 排出量 | 299 千トン | 289 千トン | -10 千トン | -3.3% |
| 生活系ごみ | 205 千トン | 195 千トン | -10 千トン | -4.9% |
| 事業系ごみ | 86 千トン | 87 千トン | 1 千トン | 1.2% |
| 集団回収量 | 8 千トン | 6 千トン | -2 千トン | -25.0% |
| 再生利用率 | 17.0 % | 17.0 % | - | 0ポイント |
| 最終処分量 | 20 千トン | 19 千トン | -1 千トン | -5.0% |

(3) 国の示す目標値について

国は都道府県が廃棄物処理計画を改定する際の数値目標として、以下の数値を示している。

| 項目 | 目標年度 | |
|-------|-------|-----|
| | 令和7年度 | |
| 排出量 | 3,800 | 万トン |
| 再生利用率 | 28 | % |
| 最終処分量 | 320 | 万トン |

※「一般廃棄物処理実態調査(平成30年度)」(最新値)の全国実績値と国の目標値を比較すると各項目の増減は以下のとおりとなる。

| 項目 | 平成30年度(実績値) | 令和7年度(目標値) | 増減量 | 増減 |
|-------|-------------|------------|----------|----------|
| 排出量 | 4,272 万トン | 3,800 万トン | -472 千トン | -11.0% |
| 再生利用率 | 19.9 % | 28 % | - | +8.1ポイント |
| 最終処分量 | 384 万トン | 320 万トン | -64 千トン | -16.7% |

(4) 本県の目標値の設定

① 排出量

現状の取り組みが継続されることを前提とした将来推計値は、国の目標値と比較すると、排出抑制に向けた更なる対策の余地がある。

なかでも、1人1日当たりの家庭ごみの量が全国平均値と比べ差が拡大している。

よって、生活系のごみを重点的に抑制するための施策を強化することにより、平成30年度比11%の削減を目標とし、平成30年度の299千トンから令和7年度に266千トンとする。なお、本計画値は国の目標値と同等となる。

② 再生利用率

本県では平成29年に一部の地域で広域的なごみ処理体制が整備され、その影響により再生利用率は向上している。

平成30年度比で約5ポイントの増加となる22%を目標とする。そして、今後約10年以内には、県内全域で広域的なごみ処理体制が整備される予定であり、その効果により本県の再生利用率は約6%の向上が見込まれるため、県内全域の広域化が整備される際には、国の目標である28%を捉える目標値となる。

③ 最終処分量

最終処分量については、上記①と②の目標値により推計した結果、平成30年度比約17%の削減となる17千トンを目指す。なお、本計画値は国の目標値と同等となる。

○新計画の目標値

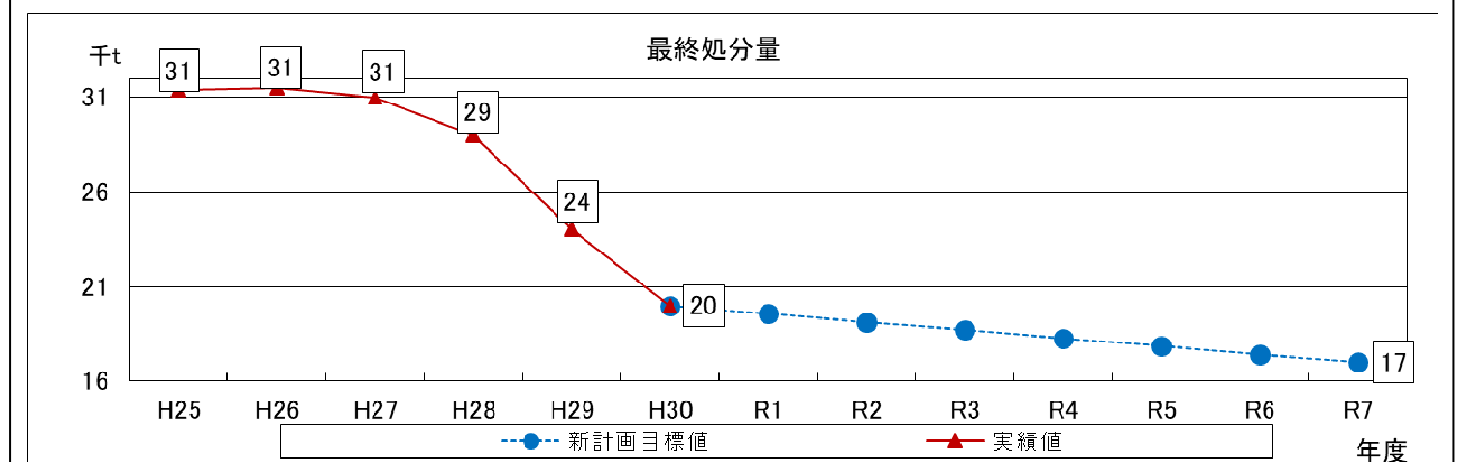
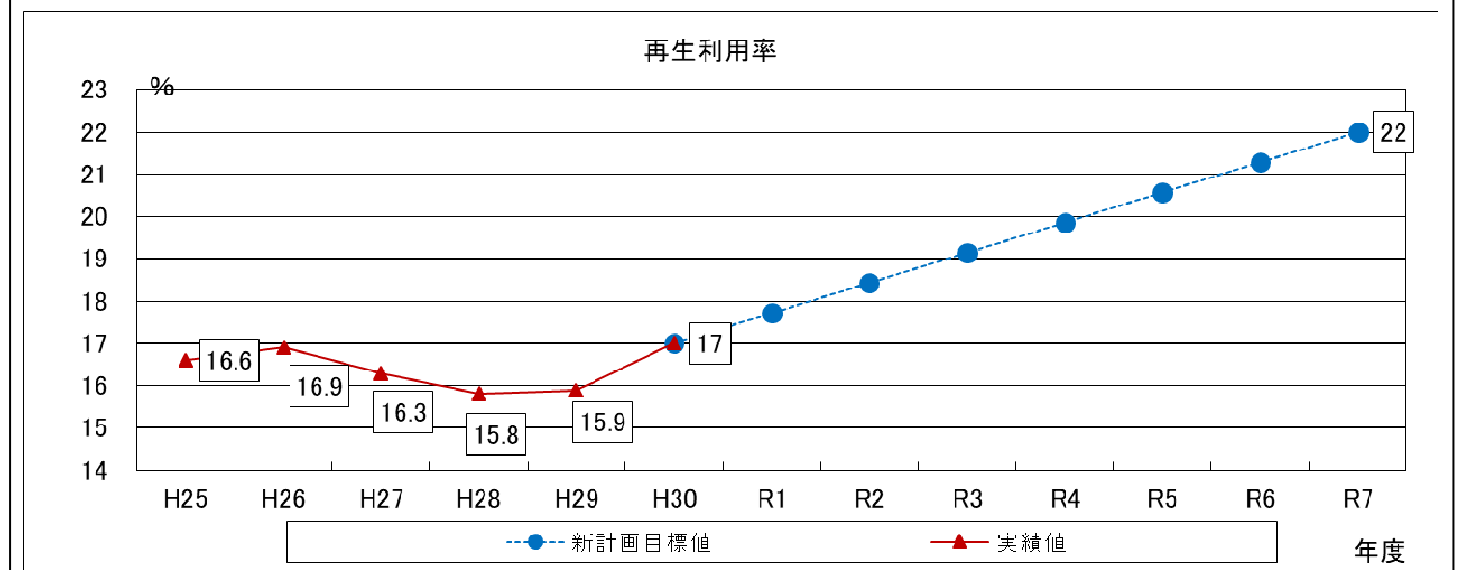
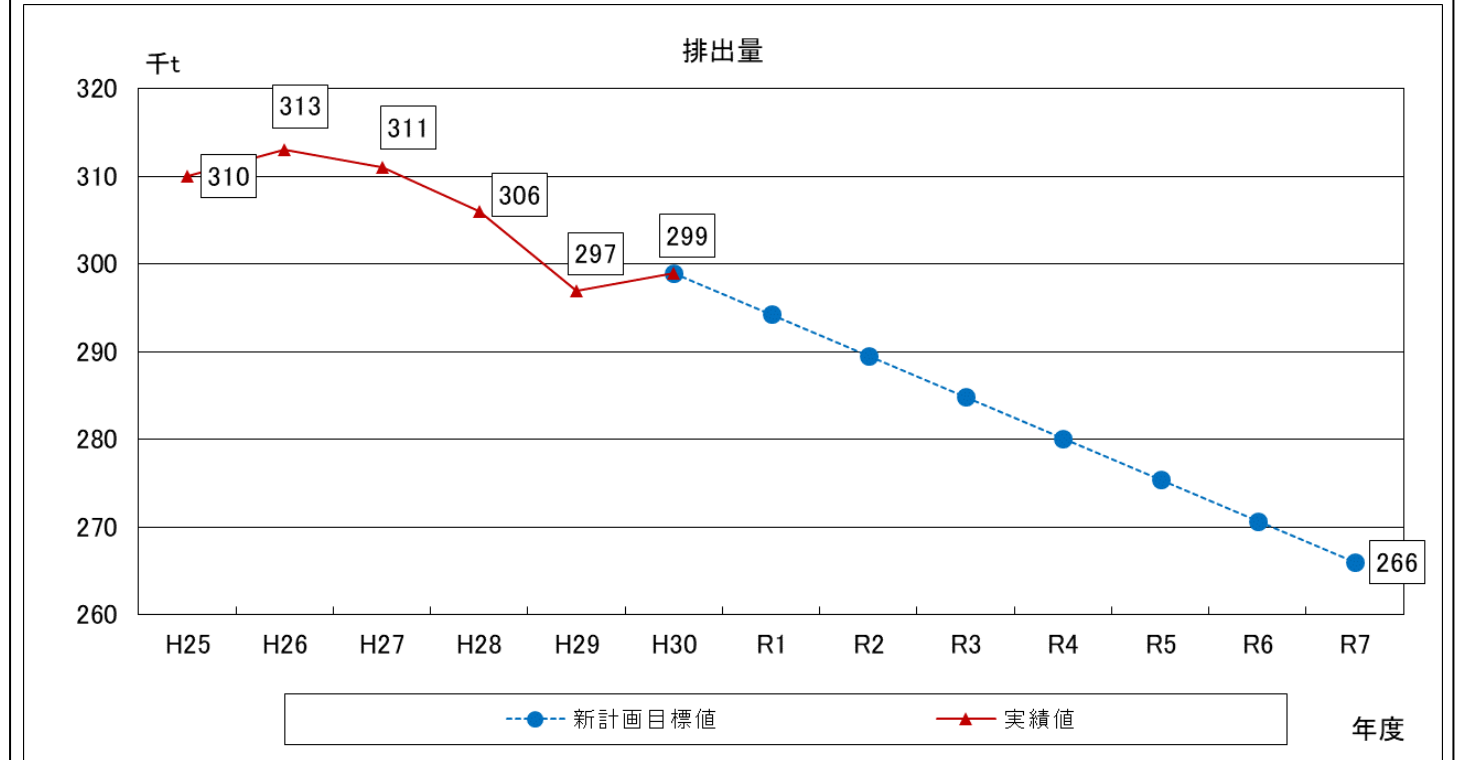
| 項目 | 基準年度 | 目標年度 | 増減量 | 増減 |
|-------|---------|---------|---------|--------|
| | 平成30年度 | 令和7年度 | | |
| 排出量 | 299 千トン | 266 千トン | -33 千トン | -11.0% |
| 生活系ごみ | 205 千トン | 173 千トン | -32 千トン | -15.6% |
| 事業系ごみ | 86 千トン | 87 千トン | 1 千トン | 1.2% |
| 集団回収量 | 8 千トン | 6 千トン | -2 千トン | -25.0% |
| 再生利用率 | 17.0 % | 22.0 % | - | +5ポイント |
| 最終処分量 | 20 千トン | 17 千トン | -3 千トン | -16.7% |

【参考：基準年度と国の目標値との比較】

国の目標値の増減を基準に算定した県の目標値は、以下のとおりとなる。

※再生利用率については国の目標値を引用している。

| 項目 | 基準年度 | 目標年度 | 増減量 | 増減 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成30年度 | 令和7年度 | | |
| 排出量 | 299 千トン | 266 千トン | -33 千トン | -11.0% |
| 再生利用率 | 17.0 % | 28.0 % | - | +11ポイント |
| 最終処分量 | 20 千トン | 17 千トン | -3 千トン | -16.7% |



(5) 目標を達成するにあたり重点的に取り組む対策

① 1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量の削減

i 趣旨

本県の1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量(以下「1人当たりごみの量」)は全国平均値との差が拡大している。次期計画では、1人当たりごみの量の削減に重点的に取り組むこととする。取り組みにあたっては以下の対策を特に強化するが、目標値の設定にあたっては現時点で全国トップレベルとなるような高い数値とし、県民への訴求効果を高めるものとする。

ii 目標値

以下の数値目標を設定し、取り組みを進めていく。

- ・生活系ごみの排出量を約16% (※) 削減する。 ※平成30年度時点で全都道府県のトップ3に位置付けられる削減率。
- ・生活系ごみの資源化率を約22.5% (※) とする。 ※将来のごみ処理広域化の実現による資源化率向上を考慮し、その時点で国の目標値に達することを旨とする。

iii 強化する対策

- ・広報紙やホームページ等でごみ処理費の「見える化」を図り、県民が日頃排出するごみの処理にどれだけの費用を要しているかとのコスト面を明らかにし、発生抑制への意識を高める。
- ・県および市町村が定める食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減に向けた施策を強化する。
- ・国が進めるプラスチックごみ一括回収の動向を注視し、地域の実情に即した適切な収集・再生利用を図る。
- ・インセンティブを高めるなど住民団体等による集団回収の促進を図るとともに、店頭回収の実態把握を進め、全体として資源化率の向上に努める。
- ・リサイクルステーションの普及を図るとともに優良事例やより分かり易い分別方法の紹介など、媒体の作成を強化し、環境教育の啓発を図る。
- ・ごみ収集手数料の有料化(受益者負担の徹底)の促進を図り発生抑制に努める。
- ・外部講師による県・市町村職員を対象とした研修を実施し、施策の充実・強化に努める。

iv 予測される効果

- ・1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量 590g → 462g ※国の目標値 約440g (変更となる可能性あり)

② 高齢化社会への対応

i 趣旨

高齢化の進展に伴い、集団回収による資源物の回収活動が低調になることが想定されるため、より簡易な分別収集方法など地域の実情に即した対応が必要になると思われる。

ii 強化する対策

- ・高齢化社会におけるごみ収集及び分別のあり方について、県・市町村で勉強会を開催し、常に最新の情報を入手し、必要な施策の立案等に努める。
- ・社会福祉協議会やシルバー人材センター等の高齢者のごみ出し支援の受け皿となる可能性がある事業者と支援のあり方について検討を行う。

iii 予測される効果

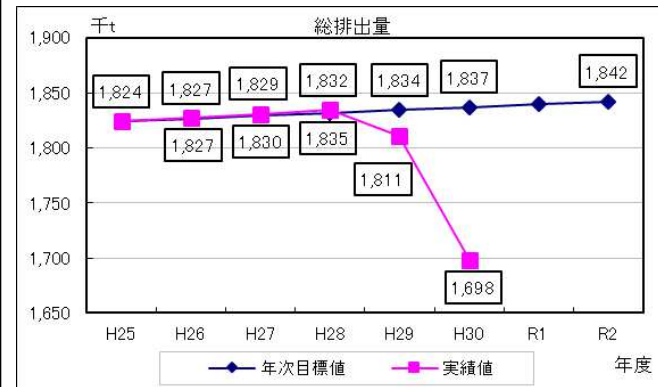
- ・今後、更なる高齢化が進展しても、資源化率の向上を図るとともに、ごみの適正処理が確保される社会を維持していく。

2 産業廃棄物

(1) 現計画の目標値の達成状況と今後の方向性（第1回廃棄物部会を踏まえた要約）

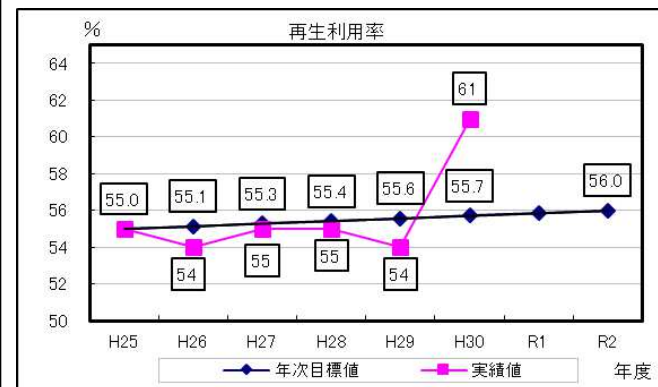
① 現計画の目標値の達成状況

i 排出量



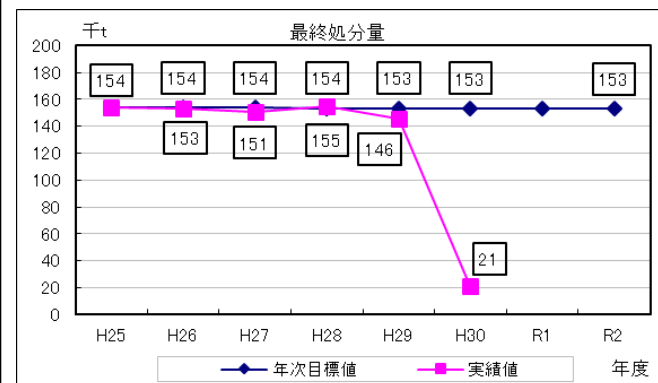
平成30年度の排出量は、基準年である平成25年度と比較すると、大きく減少しており、目標値を大きく下回った。その要因は、製造業が増加した一方、公共事業の減少に伴う建設業及び建設骨材を生産する鉱業からの排出量が大きく減少したことによるものと推測する。

ii 再生利用率



平成30年度の再生利用率は、基準年である平成25年度と比較すると、大きく増加しており、目標値を大きく上回った。その要因は、鉱業の中でも砂利採取業者において排出された汚泥が最終処分されずに自ら利用が進んだことから、基準年より上昇し、目標値を上回ったと推測する。

iii 最終処分量



平成30年度最終処分量は、基準年である平成25年度と比較すると、大きく減少しており、目標を達成している。その要因は、iiで述べたとおり、鉱業の中でも砂利採取業者において排出された汚泥が最終処分されずに自ら利用が進んだことから、基準年より減少し、目標値を下回ったと推測する。

② 今後の方向性

- 全ての項目で目標を達成しているが、産業廃棄物は、経済状況等の社会的要因により排出量が大きく左右されることから、そうした状況に注視しつつ、発生抑制や再生利用に関する取り組みを継続的に行うとともに、排出事業者や処理業者への指導等により適正処理を推進する。

(2) 産業廃棄物の将来推計

【推計方法】

産業廃棄物実態調査結果を基本とし、次により推計した。

ア 産業廃棄物（イに掲げるものを除く。）

(ア) 活動量指標の伸び率の将来予測。

各業種ごとの活動量指標の将来の伸び率を、過去からの推移により予測。

(イ) 予測された活動量指標の伸び率を現況値に乗じて算出。

イ 農業廃棄物

農業廃棄物については、産業廃棄物実態調査において推計をしていないので、過去からの推移により予測。

① 排出量の将来推計

・計画期間の最終年度となる令和7年度のごみの総排出量は、平成30年度と比較し、約0.8%増となる1,712千トンになると予測される。

② 再生利用率の将来推計

・農業から排出される家畜ふん尿の排出量が減少することに伴い、再生利用量も減少する予測となっていることから、令和7年度の再生利用率は-1.2ポイント減となる60%と予測される。

③ 最終処分量の将来予測

・最終処分量は大きな変動はないと予測されるため、令和7年度の最終処分量は平成30年度と同量の21千トンと予測される。

| 項目 | 平成30年度(実績) | 令和7年度(将来推計) | 増減量 | 増減 |
|-------|------------|-------------|-----|----------|
| 排出量 | 1,698千トン | 1,712千トン | 14 | +0.8% |
| 再生利用率 | 61.2% | 60.0% | - | -1.2ポイント |
| 最終処分量 | 21千トン | 21千トン | 0 | 0% |

(3) 国の示す目標値等について

ア 国の示す目標値

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2の規定に基づき、基本方針を策定しているところ、令和2年度は改定が行われないこととなった一方、都道府県廃棄物処理計画の改定を実施する際に参考となる数値目標は示された。

- ・排出量：令和7年度に約3億9,000万t
- ・再生利用率：産業廃棄物の出口側の循環利用率(※)を令和7年度に約38%
- ・最終処分量：令和7年度に約1,000万t

※これまでの再生利用率は、{再生利用量}を{排出量}で除した数値としていたが、今回の再生利用率は、国が新たに示した指標で、{再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量}を{排出量}で除した数値となった。

| 項目 | 基準年度 | 目標年度 | 増減量 | 増減 |
|-------|------------|----------|---------|-----------|
| | 平成29年度(実績) | 令和7年度 | | |
| 排出量 | 384 百万トン | 390 百万トン | +6 百万トン | +1.6% |
| 再生利用率 | 36 % (※) | 38 % | - | +2.0 ポイント |
| 最終処分量 | 10 百万トン | 10 百万トン | 0 百万トン | 0.0% |

※H29 実績の再生利用率は、国で数値を示していないため、国が新たに示した指標に基づき、当課で算出したもの。

イ 本県における再生利用率

産業廃棄物の将来推計において記載した本県の平成30年度実績及び令和7年度推計の再生利用率を、国が示した新たな再生利用率の計算方法で再計算したところ、以下のとおり。

| 項目 | 平成30年度(実績) | R7年度(推計) |
|-------|------------|----------|
| 再生利用率 | 52 % | 52 % |

【参考：本県の再生利用率算出状況】

| 年度 | 再生利用量 | 減量化量 | | | | 動物のふん尿の直接再生利用量(※) | 排出量 | 産業廃棄物の出口側の循環利用率=再生利用率 |
|----------|---------|------|-----|-----|------|-------------------|---------|-----------------------|
| | | 金属くず | ガラ陶 | 鉱さい | がれき類 | | | |
| H30(実績) | 1,040千t | 0千t | 0千t | 0千t | 0千t | 163千t | 1,698千t | 51.65% |
| R7(将来推計) | 1,028千t | 0千t | 0千t | 0千t | 0千t | 140千t | 1,712千t | 51.87% |

※環境省の産業廃棄物排出・処理状況調査報告書によると、排出量に対する動物のふん尿の直接再生利用量の割合は85%となっているため、当該割合を使用して本県の数値を積算した。

(4) 本県の目標値の設定

① 排出量

排出量全体では、緩やかに増加することが予測され、令和7年度で1,712千tと見込まれる。業種別にみると、農業では減少するが、それ以外の業種で増加の見込みとなっており、種類別でみると、家畜ふん尿以外の品目で増加の見込みとなっている。産業廃棄物の排出量は、経済動向に左右される面が大きいため、将来予測に沿った1,712千tを目標値とする。

② 再生利用率

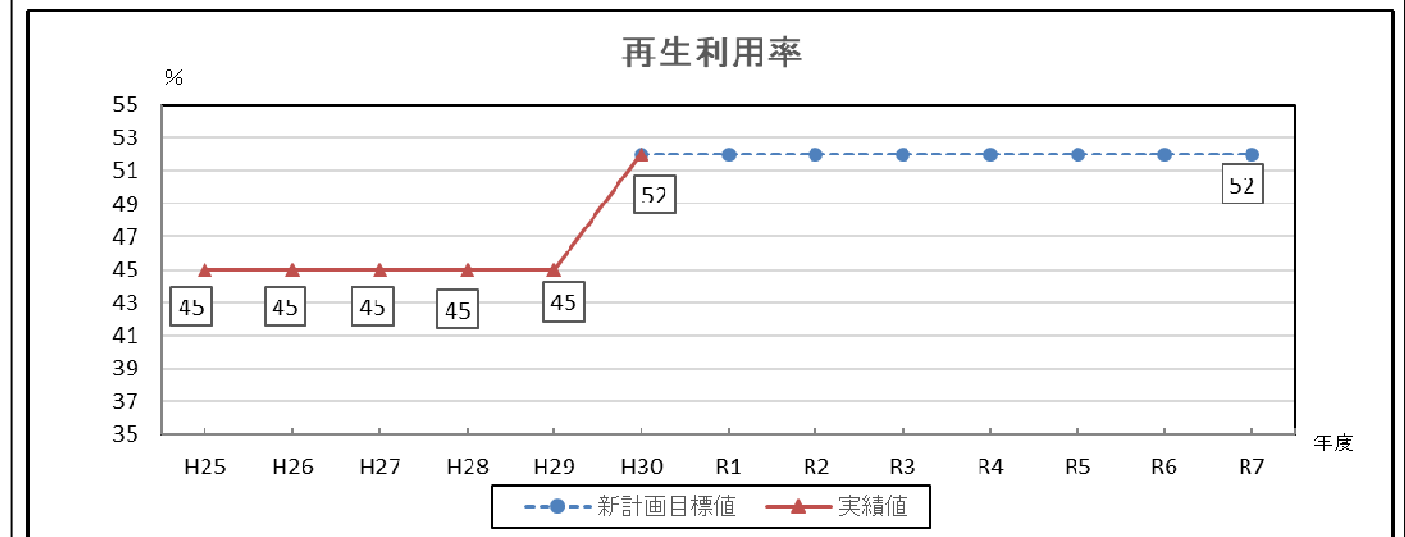
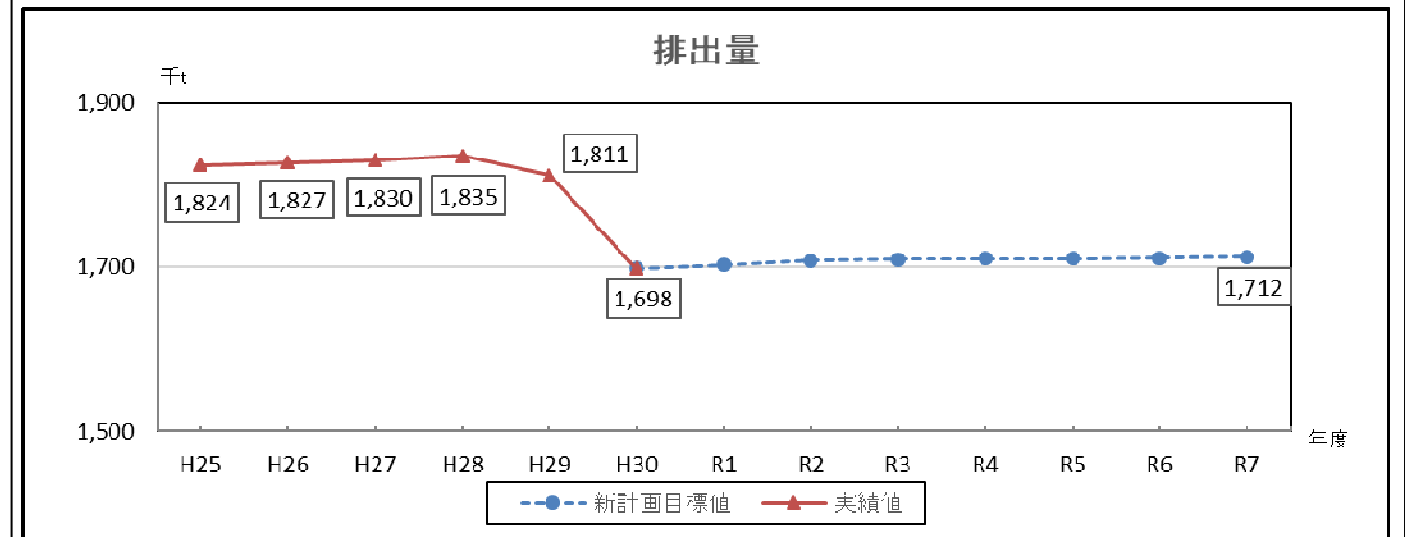
再生利用率は、大きな変動がないことが予測され、令和7年度で52%と見込まれる。既に国が示した数値目標の38%は達成しているため、令和7年度においては、平成30年度の再生利用率を現状維持とする52%を目標値とする。

③ 最終処分量

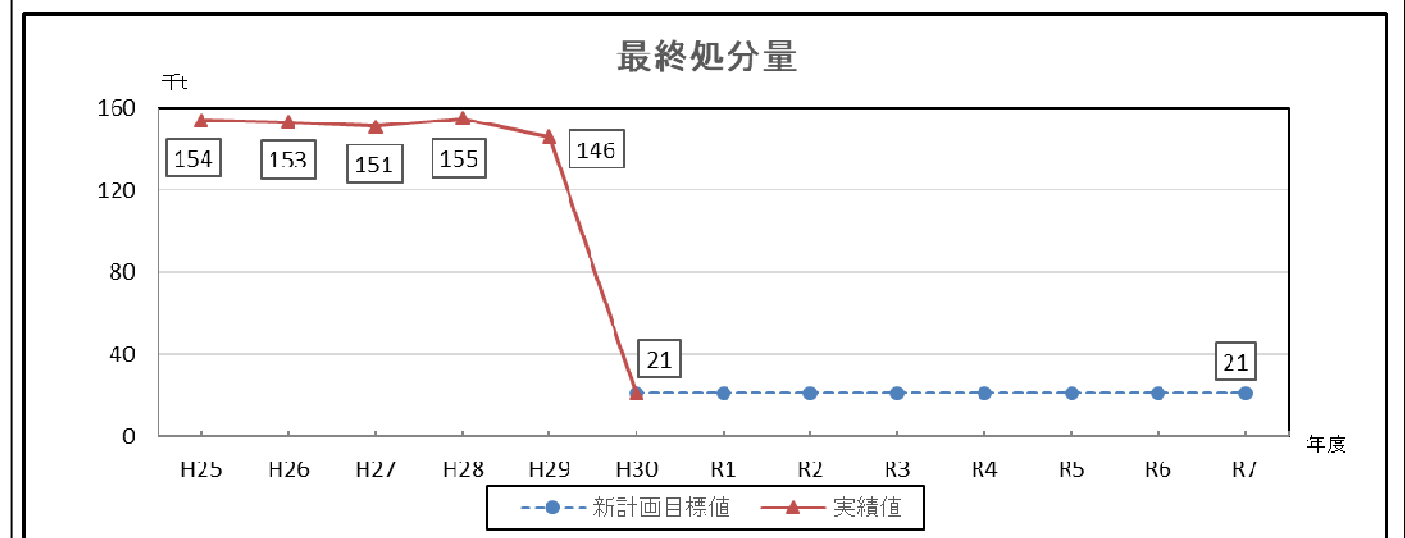
最終処分量は、大きな変動がないことが予測され、令和7年度で21千tと見込まれる。国が示した数値目標では最終処分量は現状維持となっているため、令和7年度においては、平成30年度の最終処分量を現状維持とする21千tを目標値とする。

○新計画の目標値

| 項目 | 基準年度 | 目標年度 | 増減量 | 増減 |
|-------|----------|----------|-----|-------|
| | 平成30年度 | 令和7年度 | | |
| 排出量 | 1,698千トン | 1,712千トン | 14 | +0.8% |
| 再生利用率 | 52% | 52% | - | 0ポイント |
| 最終処分量 | 21千トン | 21千トン | 0 | 0% |



※これまでの再生利用率は、{再生利用量}を{排出量}で除した数値としていたが、今回の再生利用率は、国が新たに示した指標で、{再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量}を{排出量}で除した数値となったため、実績値及び新計画目標値は新再生利用率による数値を記載している。



1 県民

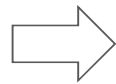
| | | |
|---------------|--|--|
| <p>役割</p> | <p>県民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、「物を大切にす る文化」のもとで、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められる。また、市町村の行う適正処理に協力する必要がある。</p> | |
| <p>主な取組事例</p> | <p>○買い物時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ等の使用によるレジ袋の削減及びリターナブル容器（詰め替え可能な商品）の選択 ・食品の購入に当たり、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動を実施 ・過剰包装や不要な包装の辞退 ・簡易包装商品や使い捨てでない商品、長期使用可能な商品の優先購入 ・再生利用が容易な製品、再生品及びリサイクル製品の優先購入 ・レンタル、リース、中古品の積極的な活用 <p>○使用時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材の使い切り、調理時に生ごみを少なくする工夫、過度な鮮度志向の抑制等するなどを行い、食品ロスを削減する。 ・マイはし・マイボトル等を積極的に利用 ・使い捨て商品の使用自粛や商品の長期使用 <p>○廃棄時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かん、ビン、ペットボトル等の資源物を分別を徹底し、市町村の資源回収や集団回収のルートに乗せる ・生ごみについて乾燥や堆肥化の取組を積極的に実施 ・フリーマーケットやフリマアプリなどを活用したリサイクルを実施 ・ミックスペーパーの分別を徹底 ・廃家電等の適正なルートでの排出及び使用済み小型電子機器等のリサイクルの実施 ・プラスチック一括回収が実施された際には、分別回収に協力する。 <p>○日常生活時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等への協力、ボランティアとしての参加 ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報協力 ・外食における適度な注文、食べ残しの削減等（3010運動）により事業者が排出する一般廃棄物（食品ロス）の排出抑制に協力 | |
| <p>行動目標</p> | <p>【現計画】</p> <p>○1人1日当たりに家庭から排出するごみの量</p> <p>6.6% (39g) 削減</p> <p>589g (H25) → 550g (H32)</p> | <p>【新計画】</p> <p>○1人1日当たりの家庭から排出するごみの量</p> <p>21.7% (128g) 削減</p> <p>590g (H30) → 462g (R7)</p> |

2 事業者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| <p>役割</p> | <p>事業者は、事業活動に伴い廃棄物を発生させることから、製品の開発・生産・流通・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための自主的・積極的な取組に努め、排出する廃棄物については法令に則り適正保管、適正処理を行い、排出者としての責任を有している。 廃棄物処理業者は、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、排出事業者から委託された廃棄物の適正処理や循環的利用を進めることが求められる。</p> | | | |
| <p>主な取組事例</p> | <p>○生産過程の取組 発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が発生しにくい生産工程及び製品等への改善、並びに原材料の使用 ・リサイクル製品、エコ製品等、長期使用可能な商品、詰め替え商品及び製品のライフサイクルにおける環境負荷を考えた商品の開発 ・消費実態に合わせた容量の適正化 循環的利用 <ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工段階におけるリサイクルへの配慮 ・分別可能な製品の開発 ・建設資材等の再使用、リサイクル資材の利用 ・消耗品類の繰り返し使用、使用済み物品や部品等の再使用の推進 ・廃棄物等を直接原材料として使用、再生品を原材料として使用及び副産物の有効利用 ・食品残さや生ごみなどの食品廃棄物の発酵処理や飼料、堆肥化による資源回収 ・バイオマス発電等のエネルギー資源としての活用 ○流通過程の取組 発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋無料配付の中止の徹底、及び、包装資材、梱包材の削減・再使用や運搬方法の効率化 ・建設資材の運搬方法の効率化 ・マイはしやマイボトルの利用推進によりごみをできる限り発生させない商品の提供の工夫 ・消費実態に合わせた容量の適正化等の食品残さ（食品ロス）をできる限り発生させない食事や商品の提供の工夫 循環的利用 <ul style="list-style-type: none"> ・リターナブルびん等再使用可能容器や使用済み商品、資源ごみの店頭回収等の実施 ・容器・包装資材等の繰り返し使用、梱包材や型枠材の再使用、再生素材を容器・包装材等として利用 ・リサイクル資材・製品の積極的な利用・販売 ○一般業務での取組 発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品類の繰り返し使用 ・食品残さや生ごみなどの食品廃棄物の生ごみ処理機などでの減量処理 ・廃棄物減量計画の作成や取組の実践（主に多量排出事業者） ・「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要だけ提供する」という情報化の進展による「SOCIETY5.0」に伴う環境変化への対応の検討 循環的利用 <ul style="list-style-type: none"> ・紙類、コピー用紙などの分別による資源化等、廃棄物のリサイクルの推進 ・グリーン購入やグリーン契約などの取組の推進 ・事業活動により生じる廃棄物の再生利用に向けた処理の推進（再資源化、堆肥・飼料化等） ・市町村や地域自治会との連携による資源ごみ回収への参加、協力 ○適正排出、処理等への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の取得やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入 ・県、市町村のごみ減量、リサイクル、適正処理のための施策への協力 ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物との分別の徹底による適正排出 ・法令に則った廃棄物の保管や、産業廃棄物の処理を委託する場合のマニフェストの交付による処理状況の確認など、責任を持った廃棄物の適正処理の実施 ・「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に則ったPCB廃棄物処理の取組 ・アスベスト廃棄物や感染性廃棄物の適正処理の実施 ・不法投棄防止への理解と実践、監視・通報協力 ・「優良産廃処理業者認定制度」、「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」を活用した適正処理の取組推進 </p> | | | |
| <p>行動目標</p> | <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【現計画】</p> <p>○事業系一般廃棄物排出量 10.5%削減 86千トン（H25）→ 77千トン（H32）</p> <p>○産業廃棄物排出量 平成25年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,824千トン（H25）→ 1,842千トン（H32）</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>【新計画】</p> <p>○事業系一般廃棄物排出量 平成30年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 86千トン（H30）→ 87千トン（R7）</p> <p>○産業廃棄物排出量 平成30年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,698千トン（H30）→ 1,712千トン（R7）</p> </td> </tr> </table> | <p>【現計画】</p> <p>○事業系一般廃棄物排出量 10.5%削減 86千トン（H25）→ 77千トン（H32）</p> <p>○産業廃棄物排出量 平成25年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,824千トン（H25）→ 1,842千トン（H32）</p> |  | <p>【新計画】</p> <p>○事業系一般廃棄物排出量 平成30年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 86千トン（H30）→ 87千トン（R7）</p> <p>○産業廃棄物排出量 平成30年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,698千トン（H30）→ 1,712千トン（R7）</p> |
| <p>【現計画】</p> <p>○事業系一般廃棄物排出量 10.5%削減 86千トン（H25）→ 77千トン（H32）</p> <p>○産業廃棄物排出量 平成25年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,824千トン（H25）→ 1,842千トン（H32）</p> |  | <p>【新計画】</p> <p>○事業系一般廃棄物排出量 平成30年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 86千トン（H30）→ 87千トン（R7）</p> <p>○産業廃棄物排出量 平成30年度に比べ、増加を約1%以内に抑制 1,698千トン（H30）→ 1,712千トン（R7）</p> | | |

3 市町村

| | | |
|---------------|--|--|
| <p>役割</p> | <p>市町村は、その区域内における一般廃棄物について、発生抑制に係る県民、事業者の自主的な取組を促進するとともに、分別収集や再生利用など循環的利用や廃棄物の適正処分を行う責務を有している。</p> | |
| <p>主な取組事例</p> | <p>○生活系ごみの発生抑制のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が積極的にごみの削減など環境対策に取り組めるよう、出前講座や意見交換会の実施など環境教育や啓発活動の充実 ・住民への情報提供やごみ処理施設の見学機会の拡大等により、ごみ処理の現状や2Rを始めとする3Rの取組効果や循環利用された循環資源の行方を示し、ごみの減量に対する認識を高め、取組を促進 ・<u>広報・ホームページでのごみ処理費の「見える化」の強化</u> ・ごみ処理の有料化制度（<u>受益者負担の徹底</u>）の検討・実施 ・ごみ減量、リサイクルを推進する地区指導員等の育成、確保 ・<u>食品ロス削減推進計画を策定し、食育等の活用や賞味期限等に対する正しい理解など消費者教育等を通じて食品廃棄物（食品ロス）の発生抑制に向けた意識改革の促進</u> ・地域循環圏の構築に向けて、リユースの取組を推進、プラスチックごみ、生ごみについての取組についての検討 ・<u>その他プラスチック製容器包装の分別回収の促進</u> ・<u>プラスチックごみの発生抑制に向けた普及啓発</u> ・<u>市町村と住民との協働の促進</u> <p>○事業系ごみの発生抑制等のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の取組の支援のため意識向上に向けた広報や情報提供、啓発を推進 ・商工会など事業者団体を通じた取組の働きかけ ・多量排出事業者への減量等の指導 ・搬入検査体制の強化や搬入手数料の見直しの検討 ・事業系資源ごみの回収体制の構築と事業者の取組への支援 ・公共施設での減量やリサイクルの率先的な実施 ・<u>学校給食における食品ロスを削減するとともに、学校等から排出される食品廃棄物のリサイクルを推進</u> <p>○再生利用の促進のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別の正しい知識を身につけてもらうため、広報等での周知や分別説明会の実施 ・分別、資源化の実績や2Rを始めとする3Rの取組効果や循環利用された循環資源の行方を住民へ情報提供することによる取組の促進 ・<u>住民に資源物の分別を促進させるようリサイクルステーション等の拠点回収場所の新設、増設</u> ・ミックスペーパー、その他プラスチック、廃食用油等、収集品目の追加等により住民が分別に取り組むための機会、体制の構築 ・資源ごみ回収を促す動機付け（奨励金や資源化物からの収益の還元等）の拡大や市民団体等のリサイクル活動への支援 ・生ごみの堆肥化処理の拠点整備と、利用促進に向けた住民、事業者との連携 ・リユース、リサイクル事業者の指導及び育成 ・使用済み小型電子機器等について、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進 ・<u>溶融スラグの公共工事等への積極的活用</u> <p>○適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処理事業に係るコストの分析及び情報提供のための、国が示した一般廃棄物の3R推進のための指針の導入、活用 ・一般廃棄物処理計画に基づく取組の推進と計画の見直し ・一般廃棄物の収集運搬において、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等の推進 ・老朽化した廃棄物処理施設の長寿命化・延命化によるごみ処理における低炭素化の実現 ・焼却施設の更新の際、熱回収による高効率なごみ発電等エネルギー回収推進施設の導入計画による温暖化対策の推進 ・し尿処理施設の更新の際、し尿、浄化槽汚泥と生ごみ等を併せて処理する有機性廃棄物リサイクル推進施設の導入計画による資源回収の推進 ・ごみ処理の広域化に向けた他市町村、組合との連携 ・<u>新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行時においても安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう事業継続のための計画の策定と処理体制の整備</u> ・<u>廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対して、廃棄物処理法に抵触しないよう県、警察等と連携した立入調査、監視指導</u> ・<u>不法投棄監視体制の強化や関係機関と連携した不法投棄防止対策の推進</u> ・<u>高齢化社会に対応するための分別及び収集体制構築の検討及び実施</u> ・<u>特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進</u> ・<u>水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発、周知徹底の推進</u> ・<u>広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理</u> ・<u>国が進めるプラスチック一括回収の向けての分別・収集運搬体制の構築</u> ・<u>障がい者への分別・ゴミ出し支援</u> <p>○災害廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定・見直し及び地域防災計画の見直し ・平時から、災害対応拠点の整備や関係機関との連絡体制の構築等を通じて、災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備 ・ある程度余裕を持った焼却施設の整備 ・災害廃棄物仮置場候補の確保及び必要な人員、資機材の確保 ・<u>広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理</u> | |
| <p>行動目標</p> | <p>【現計画】</p> <p>○一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し</p> | <p>【新計画】</p> <p>○一般廃棄物処理計画に基づく施策の推進と計画の見直し</p> <p>○災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備</p> |



4 県

| | | |
|---------------|--|--|
| <p>役割</p> | <p>県は、一般廃棄物に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の状況の把握、適正処理を推進するなど、県内の廃棄物処理に係る総合的な役割を有している。</p> | |
| <p>主な取組事例</p> | <p>○一般廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活系ごみ・事業系ごみの発生抑制・循環的利用・適正処理の取組支援 環境教育・環境学習の推進 循環型社会と地球温暖化防止対策など低炭素社会を統合的に実現するための取組の推進 し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進 広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理の促進の支援 県プラスチックごみ等発生抑制計画に基づき、今後の脱プラスチックや3Rの推進について検討 県の会議、イベント等でのアルミ缶容器等の利用の推進 溶融スラグの公共工事等への積極的活用 <p>○市町村に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施するごみ減量化・リサイクル推進事業の支援 市町村への適正処理のための技術的支援 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援 「ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の一般廃棄物処理施設の広域的整備と広域処理による減量化・資源化の推進、最終処分量の削減の支援 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援 廃家電等使用済み物品の無許可回収業者に対して、廃棄物処理法に抵触しないよう市町村、警察等と連携した立入調査、監視指導 県と市町村で定期的に研修会を開催し、国の施策や先進自治体の事例紹介や外部講師による講演を実施 市町村が実施する「高齢化社会に対応するための分別及び収集体制構築の検討及び実施」に必要な支援 生ごみの分別回収、メタン発酵等の先進事例の情報収集及び市町村との共有 <p>○産業廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者による発生抑制の取組の促進 産業廃棄物の循環的利用の取組支援 産業廃棄物の適正処理の推進 有害廃棄物対策 公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理 <p>○不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村、関係機関、不法投棄監視協力員等との連携による県民総監視体制の推進 関係機関相互の連携強化による広域的な不法投棄防止対策の推進 不法投棄未然防止対策の推進 不法投棄廃棄物の適正処理の推進 悪質な不適正処理、不法投棄事案に対する行政処分や刑事告発など厳正対応 <p>○災害廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「廃棄物処理施設整備計画」並びに「災害廃棄物対策指針」及び「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を十分踏まえながら、県の災害廃棄物処理計画の適宜見直し 各市町村の災害廃棄物処理計画策定・見直し及び地域防災計画見直しへの取組の継続支援 国が設置した「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」に構成員として参画し、災害時の廃棄物対策の情報共有と都県域を超えた連携を実施 災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携の実施 災害廃棄物処理のための協定締結団体（山梨県産業資源循環協会）への応援要請や他市町村への協力要請のための連絡・調整 災害廃棄物処理のための協定内容（収集運搬能力や施設能力等）や活用方法について市町村へ情報提供 広域的な一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理 環境省の災害廃棄物人材バンクへの登録及び実務経験者のリスト化の推進 | |
| <p>行動目標</p> | <p>【新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施 ○災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備 | <p>【新計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物総合計画に掲げる目標等の達成のための施策の実施 ○災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備 |

IV 施策の推進【一般廃棄物】

循環型社会の形成に向け、県民への啓発により取組を促進するとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用、温暖化対策など一般廃棄物処理における3Rの推進や情報提供等に取り組み市町村を支援していきます。

また、県の災害廃棄物処理計画を策定し、災害時にも対応できる廃棄物処理体制を整備します。

(1) 発生抑制の推進

①生活系ごみの発生抑制の取組支援

発生抑制の取組を促進するため、県民に対する普及啓発を行うとともに、市町村の取組に対する支援等を行います。

②事業系ごみの発生抑制の取組支援

事業者の自主的な発生抑制の取組を促進するため、環境マネジメントシステムを導入する事業者や環境保全に資する技術・製品開発に対して支援を行います。また、事業系一般廃棄物の削減に向けた市町村の取組を支援します。

(2) 循環的利用の推進

各種リサイクル法の推進

各種リサイクル法に基づく資源ごみの循環的利用を促進するため、市町村と連携・協力して県民に周知するとともに、市町村、事業者によるリサイクルの取組を支援します。

(3) 適正処理の推進

①一般廃棄物の適正処理の取組支援

一般廃棄物処理事業の効率的な運用と一般廃棄物の処理を適正かつ効果的に実施していくため、市町村に対し、一般廃棄物処理計画の見直しを促すとともに、「山梨県ごみ処理広域化計画」による将来のごみ処理施設の集約を目指し、施設の維持管理等に関する技術的支援や国の交付金等を活用した施設整備等の支援を行います。

②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進

下水道整備などと連携した生活排水対策の実施により、し尿、浄化槽汚泥の適正処理を推進します。

③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営

広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な運営に向けて支援を行います。

(4) 災害廃棄物対策

①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理

災害により生じた廃棄物について、適正な処理を確保し、かつ、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理を確保します。

施策の推進【産業廃棄物】

排出事業者や廃棄物処理業者に対し、発生抑制等の取組や適正処理を促すため、普及啓発や指導を行うとともに、優良な事業者を支援していきます。

(1) 発生抑制の推進

○事業者による発生抑制の取組の促進

事業者の生産活動や流通過程での自主的な発生抑制や減量化の取組の促進を図ります。

(2) 循環的利用の推進

○産業廃棄物の循環的利用の取組支援

建設副産物のうち、原材料として利用の可能性があるものについては、極力再生利用や再資源化を図るとともに、家畜排せつ物、食品残さなどの廃棄物系バイオマス資源については、循環的利用を促進することにより、二酸化炭素排出を削減し、低炭素社会実現に向けた取組を支援します。

(3) 適正処理の推進

①産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理が確保されるよう、排出事業者に対して産業廃棄物の処理状況の確認義務について周知を行うなど排出者責任の徹底を図るとともに、国の優良産廃処理業者認定制度や本県の産廃物処理業者格付け制度による優良な処理業者の利用を促進します。

処理業者に対しては、日常の指導監督や啓発事業等の機会を通じ、業界全体の底上げを図り、優良な産廃処理業者の育成に努めます。

また、廃棄物処理施設の安定的運営に資するためその設置に係る事前協議制度を適切に運用し、産業廃棄物処理施設・設備の整備については、低利融資による支援を行います。

②有害廃棄物対策

P C B特別措置法等に基づきP C B(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理を推進するとともに、アスベスト廃棄物等の適正処理について指導監督を行います。

③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理

公共関与による産業廃棄物最終処分場の適切な維持管理について指導を行います。

施策の推進【不法投棄対策】

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと広域的に連携した取組を実施していきます。

(1) 不法投棄未然防止対策の推進

①不法投棄未然防止対策の推進

不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止を図るため、県、市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会による監視パトロールや民間委託による休日・夜間監視パトロールを実施し、また、不法投棄監視協力員や協定締結団体の協力を得ながら、監視体制を強化するとともに、市町村が実施する不法投棄防止柵等の設置支援など、県民、事業者、市町村、近隣都県などと連携した取組を推進します。

(2) 不法投棄廃棄物の適正処理の推進

①行為者等の特定及び厳正な対処

不法投棄された廃棄物について可能な限り、行為者等の特定を進め、行為者等による撤去を原則として指導を行います。行為者等が不明、行為者等による撤去が困難な場合には、市町村や関係機関と連携して撤去等を実施します。

また、悪質な不法投棄事案に対しては行政処分や刑事告発など厳正に対処し、適正処理を促していきます。